

職発0509第2号
開発0509第1号
令和5年5月9日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症関連の対応として設けられた特例措置等に係る関係通達等の変更について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことから、新型コロナウイルス感染症への対応として設けられた特例措置等について、以下のとおり見直しを行うこととするので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の5類感染症に変更されたことを踏まえ、厚生労働省職業安定局及び人材開発統括官関係通達等の一部を廃止するもの。

第2 改正の内容

厚生労働省職業安定局及び人材開発統括官関係通達等のうち、新型コロナウイルス感染症への対応として設けられた特例措置等を含むものについて、令和5年5月8日をもってその廃止の措置を講ずること。廃止される通達等は以下のとおりである。

なお、雇用保険関係の特例措置の廃止等に伴う取扱いの変更については、令和5年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の廃止に伴う取扱いの変更及び周知について」で連絡したとおり。

1. 局長通達及び統括官通達

- ・求職者支援訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルスに感染した場合等の職業訓練受講給付金に係る取扱いについて（令和2年3月4日付け職発0304第6号（最終改正：令和3年6月10日付け職発0610第4号））
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応について（人材開発支援助成金等関係）（令和2年3月5日付け職発0305第5号、開発0305第9号）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応について（人材開発支援助成金等関係（その2））（令和2年3月19日付け開発0319第2号）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により採用内定の取消し等にあった学生等に対する緊急支援について（令和2年4月10日付け職発0410第13号、開発0410第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴い離職した者における雇用保険の取扱いについて（令和2年5月1日付け職発0501第5号）
- ・「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う雇用保険業務の取扱いについて（令和2年6月8日付け職発0608第2号）
- ・新たな雇用・訓練パッケージの実施に伴う求職者支援制度の特例措置の創設等について（令和3年2月25日付け職発0225第7号）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により労働日数又は時間が減少したシフト制労働者が離職した場合の雇用保険の取扱いについて（令和3年4月5日付け職発0405第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染したこと等を理由に訓練の修了要件を満たさないこととなった受講者の取扱い等について（令和3年6月10日付け開発0610第2号）
- ・職業訓練受講給付金の特例措置の延長等について（令和3年9月28日付け職発0928第50号）
- ・求職者支援制度等による非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援の強化について（令和3年12月21日付け職発1221第3号、開発1221第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休業が継続したことにより労働者が離職した場合の雇用保険の取扱いについて（令和4年4月19日付け職発0419第3号）

2. 課室長内かん

- ・都道府県労働局及び公共職業安定所における新型コロナウイルス感染防止等のための当面の業務運営上の留意事項について（令和2年2月17日付け職保発0217第1号）
- ・都道府県労働局及び公共職業安定所における新型コロナウイルス感染防止のための合同就職面接会、集団説明会、雇用保険受給者説明会等の取扱いについて（令和2年2月26日付け職保発0226第1号）
- ・公共職業安定所における新型コロナウイルス感染等に伴う代替要員の確保対策について（令和2年3月6日付け職首発0306第1号）
- ・求職者支援訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について（令和2年3月6日付け職訓発0306第2号（最終改正：令和4年2月9日付け職訓発0209第1号））
- ・ハローワークにおける認定日変更等の取扱い（令和2年3月9日付け職保発0309第3号（最終改正：令和4年7月29日付け職保発0729第1号））
- ・ハローワークにおける求職者支援制度の指定来所日等の取扱い（令和2年3月10日付け職訓発0310第3号（最終改正：令和3年4月2日付け職訓発0402第1号））
- ・都道府県労働局及び公共職業安定所における新型コロナウイルス感染防止のための当面の業務運営上の留意事項について（令和2年3月10日付け職保発0310第2号（最終改正：令和2年6月19日付け職保発0619第2号））
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により採用内定の取消し等にあった学生等に対する緊急支援に係る留意事項について（令和2年4月10日付け職首発0410第1号、開若発0410第1号（最終改正：令和4年5月16日付け職首発0516第1号、開若発0516第1号））
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための受講あっせんの弾力的取扱いについて（令和2年4月13日付け職訓発0413第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴い離職した者における雇用保険の取扱いの留意事項について（令和2年5月1日付け職保発0501第1号）
- ・新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等に係る派遣労働者からの相談への対応について（令和2年5月12日付け職需発0512第1号）
- ・「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う雇用保険業務の取扱いに係る留意事項について（令和2年6月8日付け職保発0608第1号）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの雇用保険に係る事業主が行う手続における押印及び署名の取扱いについて（令和2年9月1日付け職保発0901第5号）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に係る人材開発支援助成金等の取扱いについて（令和2年11月9日付け開企発1109第1号）

- ・ 特例延長給付の適用に係る留意事項について（令和3年1月7日付け職保発0107第5号（最終改正：令和3年5月7日付け職保発0507第1号））
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により労働日数又は時間が減少したシフト制労働者が離職した場合の雇用保険の取扱いに係る留意事項について（令和3年4月5日付け職保発0405第1号）
- ・ ハローワークにおける日雇労働求職者給付金の証明認定の特例措置について（令和3年8月19日付け職保発0819第1号）
- ・ 都道府県労働局及び公共職業安定所における事業所訪問及び個別指導等の取扱いについて（令和5年3月14日付け職総発0314第1号、職政発0314第1号、職需発0314第1号、職外発0314第1号、職企発0314第1号、職就発0314第1号、職建発0314第1号、職高発0314第1号、職障発0314第1号）

3. 課室長補佐事務連絡

- ・ 新型コロナウイルス感染防止等に係る雇用保険窓口での対応について（令和2年2月21日付け職業安定局雇用保険課課長補佐事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共職業能力開発施設等の休校等に伴う受講指示等の取扱いについて（令和2年3月2日付け職業安定局雇用保険課課長補佐、総務課訓練受講支援室室長補佐、人材開発統括官付訓練企画室室長補佐連名事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に係る人材開発支援助成金等の取扱い等について（令和2年3月6日付け職業安定局障害者雇用対策課課長補佐、建設・港湾対策室長補佐、人材開発統括官付企業内人材開発支援室室長補佐連名事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とする訓練の休校、中止の場合における受講あつせん及び職業訓練受講給付金（以下「給付金」という）の取扱いに際しての留意事項（令和2年4月16日付け職業安定局総務課訓練受講支援室室長補佐事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により訓練期間が延長された場合等における求職者支援資金融資の取扱いについて（令和2年5月26日付け職業安定局総務課訓練受講支援室室長補佐事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症により訓練期間が延長された場合等における教育訓練受講者支援資金融資の取扱いについて（令和2年7月7日付け職業安定局総務課訓練受講支援室室長補佐事務連絡）
- ・ 特例延長給付の適用に係る留意事項について（令和3年1月12日付け職業安定局雇用保険課課長補佐事務連絡）

- ・ 経済産業省が公表する「出勤者数の削減に関する実施状況の登録結果」に係る対応について（依頼）（令和3年5月21日付け人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室室長補佐事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたキャリアコンサルティングの取扱いについて（人材開発支援助成金関係）（令和3年5月21日付け人材開発統括官付企業内人材開発支援室室長補佐事務連絡）
- ・ 求職者支援訓練に係る新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&Aの改正について（令和3年6月10日付け人材開発統括官付訓練企画室室長補佐事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で休校等となる場合の受講証明書等の取り扱いについて（令和3年8月31日付け職業安定局雇用保険課課長補佐、総務課訓練受講支援室室長補佐、人材開発統括官付訓練企画室室長補佐連名事務連絡）

【別添1】 廃止通達一覧

【別添2】 4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の廃止に伴う取扱いの変更及び周知について」

以上

項番	発出年月日	文書番号	表題	担当課室
【局長通達】				
1	令和2年3月4日 (最新：令和3年6月10日)	職発0304第6号 (最新：職発0610第4号)	求職者支援訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルスに感染した場合等の職業訓練受講給付金に係る取扱いについて	職業安定局総務課訓練受講支援室
2	令和2年3月5日	職発0305第5号 開発0305第9号	新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応について（人材開発支援助成金等関係）	職業安定局 障害者雇用対策課 建設・港湾対策室 人材開発統括官付 企業内人材開発支援室
3	令和2年3月19日	開発0319第2号	新型コロナウイルス感染症の影響に係る対応について（人材開発支援助成金等関係（その2））	人材開発統括官付企業内人材開発支援室
4	令和2年4月10日	職発0410第13号 開発0410第1号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により採用内定の取消し等にあった学生等に対する緊急支援について	人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
5	令和2年5月1日	職発0501第5号	新型コロナウイルス感染症に伴い離職した者における雇用保険の取扱いについて	職業安定局雇用保険課
6	令和2年6月8日	職発0608第2号	「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う雇用保険業務の取扱いについて	職業安定局雇用保険課
7	令和3年2月25日	職発0225第7号	新たな雇用・訓練パッケージの実施に伴う求職者支援制度の特例措置の創設等について	職業安定局総務課訓練受講支援室
8	令和3年4月5日	職発0405第1号	新型コロナウイルス感染症の影響により労働日数又は時間が減少したシフト制労働者が離職した場合の雇用保険の取扱いについて	職業安定局雇用保険課
9	令和3年6月10日	開発0610第2号	新型コロナウイルス感染症に感染したこと等を理由に訓練の修了要件を満たさないこととなった受講者の取扱い等について	人材開発統括官付訓練企画室
10	令和3年9月28日	職発0928第50号	職業訓練受講給付金の特例措置の延長等について	職業安定局総務課訓練受講支援室
11	令和3年12月21日	職発1221第3号 開発1221第1号	求職者支援制度等による非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援の強化について	職業安定局総務課訓練受講支援室
12	令和4年4月19日	職発0419第3号	新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休業が継続したことにより労働者が離職した場合の雇用保険の取扱いについて	職業安定局雇用保険課
【課室長内かん】				
1	令和2年2月17日	職保発0217第1号	都道府県労働局及び公共職業安定所における新型コロナウイルス感染防止等のための当面の業務運営上の留意事項について	職業安定局雇用保険課
2	令和2年2月26日	職保発0226第1号	都道府県労働局及び公共職業安定所における新型コロナウイルス感染防止のための合同就職面接会、集団説明会、雇用保険受給者説明会等の取扱いについて	職業安定局雇用保険課
3	令和2年3月6日	職首発0306第1号	公共職業安定所における新型コロナウイルス感染等に伴う代替要員の確保対策について	職業安定局首席職業指導官室

4	令和2年3月6日 (最新：令和4年2月9日)	職訓発0306第2号 (最新：職訓発0209第1号)	求職者支援訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について	職業安定局総務課訓練受講支援室
5	令和2年3月9日 (最新：令和4年7月29日)	職保発0309第3号 (最新：職保発0729第1号)	ハローワークにおける認定日変更等の取扱い	職業安定局雇用保険課
6	令和2年3月10日 (最新：令和3年4月2日)	職訓発0310第3号 (最新：職訓発0402第1号)	ハローワークにおける求職者支援制度の指定来所日等の取扱い	職業安定局総務課訓練受講支援室
7	令和2年3月10日 (最新：令和2年6月19日)	職保発0310第2号 (最新：職保発0619第2号)	都道府県労働局及び公共職業安定所における新型コロナウイルス感染防止のための当面の業務運営上の留意事項について	職業安定局雇用保険課
8	令和2年4月10日 (最新：令和4年5月16日)	職首発0410第1号 開若発0410第1号 (最新：職首発0516第1号 開若発0516第1号)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により採用内定の取消し等にあった学生等に対する緊急支援に係る留意事項について	人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
9	令和2年4月13日	職訓発0413第1号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための受講あっせんの弾力的取扱いについて	職業安定局総務課訓練受講支援室
10	令和2年5月1日	職保発0501第1号	新型コロナウイルス感染症に伴い離職した者における雇用保険の取扱いの留意事項について	職業安定局雇用保険課
11	令和2年5月12日	職需発0512第1号	新型コロナウイルス感染拡大等に伴う労働者派遣契約の解除等に係る派遣労働者からの相談への対応について	職業安定局需給調整事業課
12	令和2年6月8日	職保発0608第1号	「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う雇用保険業務の取扱いに係る留意事項について	職業安定局雇用保険課
13	令和2年9月1日	職保発0901第5号	新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの雇用保険に係る事業主が行う手続における押印及び署名の取扱いについて	職業安定局雇用保険課
14	令和2年11月9日	開企発1109第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に係る人材開発支援助成金等の取扱いについて	人材開発統括官付企業内人材開発支援室
15	令和3年1月7日 (最新：令和3年5月7日)	職保発0107第5号 (職保発0507第1号)	特例延長給付の適用に係る留意事項について	職業安定局雇用保険課
16	令和3年4月5日	職保発0405第1号	新型コロナウイルス感染症の影響により労働日数又は時間が減少したシフト制労働者が離職した場合の雇用保険の取扱いに係る留意事項について	職業安定局雇用保険課
17	令和3年8月19日	職保発0819第1号	ハローワークにおける日雇労働求職者給付金の証明認定の特例措置について	職業安定局雇用保険課
18	令和5年3月14日	職総発0314第1号 職政発0314第1号 職需発0314第1号 職外発0314第1号 職企発0314第1号 職就発0314第1号 職建発0314第1号 職高発0314第1号 職障発0314第1号	都道府県労働局及び公共職業安定所における事業所訪問及び個別指導等の取扱いについて	職業安定局 総務課 雇用政策課 需給調整事業課 外国人雇用対策課 雇用開発企画課 就労支援室 建設・港湾対策室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課

【課長補佐事務連絡】				
1	令和2年2月21日 (最新：令和2年4月21日)	-	新型コロナウイルス感染防止等に係る雇用保険窓口での対応について	職業安定局雇用保険課
2	令和2年3月2日	-	新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共職業能力開発施設等の休校等に伴う受講指示等の取扱いについて	職業安定局 雇用保険課 総務課訓練受講支援室 人材開発統括官付 訓練企画室
3	令和2年3月6日	-	新型コロナウイルス感染症の影響に係る人材開発支援助成金等の取扱い等について	職業安定局 障害者雇用対策課 建設・港湾対策室 人材開発統括官付 企業内人材開発支援室
4	令和2年4月16日	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とする訓練の休校、中止の場合における受講あっせん及び職業訓練受講給付金(以下「給付金」という)の取扱いに際しての留意事項	職業安定局総務課訓練受講支援室
5	令和2年5月26日	-	新型コロナウイルス感染症の影響により訓練期間が延長された場合等における求職者支援資金融資の取扱いについて	職業安定局総務課訓練受講支援室
6	令和2年7月7日	-	新型コロナウイルス感染症により訓練期間が延長された場合等における教育訓練受講者支援資金融資の取扱いについて	職業安定局総務課訓練受講支援室
7	令和3年1月12日	-	特例延長給付の適用に係る留意事項について	職業安定局雇用保険課
8	令和3年5月21日	-	経済産業省が公表する「出勤者数の削減に関する実施状況の登録結果」に係る対応について(依頼)	人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
9	令和3年5月21日	-	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたキャリアコンサルティングの取扱いについて(人材開発支援助成金関係)	人材開発統括官付企業内人材開発支援室
10	令和3年6月10日	-	求職者支援訓練に係る新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & Aの改正について	人材開発統括官付訓練企画室
11	令和3年8月31日	-	新型コロナウイルス感染症の影響で休校等となる場合の受講証明書等の取り扱いについて	職業安定局 雇用保険課 総務課訓練受講支援室 人材開発統括官付 訓練企画室

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 10 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐（業務担当）

新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の廃止に伴う取扱いの
変更及び周知について

日頃より、雇用保険制度の円滑な運営に当たり、特段のご配慮いただき感謝申し上げます。

標記については、「新型コロナウイルス感染症関連の特例措置（雇用保険関係）の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 14 日付け事務連絡。以下「3 月 14 日付け事務連絡」という。）により通知したところですが、その具体的な取扱い及び周知方法は下記のとおりとしますので、取扱いに遺漏なきようご配慮をお願いします。

また、下記の取扱い以外の 3 月 14 日付け事務連絡別添 1 の取扱いについても、令和 5 年 5 月 7 日を以て終了となります。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の特例措置に係る通達及び事務連絡の廃止については、追って正式な通達を发出いたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から離職した場合及び新型コロナウイルスの影響で事業所の休業やシフトが減少したこと等によって離職した場合の特例について（3 月 14 日付け事務連絡別添 1 の通し番号 1、2、3 及び 4 関係）

本特例が適用されるのは本年 5 月 7 日までの離職者とし、5 月 8 日以降の離職者には適用しないこと。

また、本特例の終了について、別添 1 リーフレット「新型コロナウイルス感染症に伴う離職理由の特例が終了します」を活用し、労働局ホームページへの掲載、ハローワーク窓口におけるリーフレットの配架・掲示、管内の関係団体（労使団体、社会保

険労務士会、労働保険事務組合等)への周知協力依頼等、様々な手段を活用して事業主及び求職者へ周知を図ること。

なお、業務取扱要領 21502(2)イ(ハ)は、今後の改正の際に当該記載を削除する予定であることを申し添える。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での認定を認める特例及び新型コロナウイルスの影響で求職活動が実施できなかった場合の特例について（3月14日付け事務連絡別添1の通し番号8及び9関係）

本特例が適用されるのは本年5月7日までの認定日に限ること。

ただし、手続変更にあたって、受給者に配慮する観点から、5月8日以降最初の認定日に限り、郵送認定の特例を受けていた者が認定日に不來所の場合、直ちに不認定とせず、認定日変更により取り扱って差し支えない（必ず來所は求めること）。また、求職活動実績についても、感染懸念等の理由から求職活動実績が不足していたことの確認が取れた場合、5月8日以降最初の認定日に限り、認定を行って差し支えない。

また、5月8日以降も感染を懸念する受給資格者に対しては、本人の希望に応じて、認定時間や認定場所に配慮すること（認定時間を來所者の少ない午後に設定する、認定場所を來所者の少ない窓口を設定する等）。

3 新型コロナウイルス感染症の影響により30日以上職業に就くことができない場合の特例について（3月14日付け事務連絡別添1の通し番号13関係）

本特例が適用されるのは当該理由による受給期間延長の開始日が本年5月7日以前の者に限ること。

4 上記2及び3の特例の終了に係る周知方法について

上記2及び3の特例の終了について、別添2リーフレット「新型コロナウイルス感染症に伴う失業認定及び受給期間の特例が終了します」を活用し、労働局ホームページへの掲載、ハローワーク窓口におけるリーフレットの配架・掲示、雇用保険説明会等（受給資格決定時及び失業認定日を含む。）における周知等、様々な手段を活用して周知を図ること。特に、郵送認定の特例を受けていた者で、次回認定日が本年5月8日以降の者については、直前の認定日に係る郵送認定の認定結果を返戻する際に、別

添2リーフレットを同封し、次回認定日からは来所による認定の必要があること及び求職活動実績が原則2回以上必要になることについて周知徹底すること。

5 新型コロナウイルス感染症関連の特例措置（公共職業訓練等関係）の取扱い及び訓練実施機関に対する周知等について（3月14日付け事務連絡別添1の通し番号14及び15関係）

令和2年4月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止のための公共職業能力開発施設等の休校等に伴う基本手当等の取扱いについて（以下「4月21日付け事務連絡」という。）」に係る公共職業訓練等の実施機関（以下「訓練実施機関」という。）の休校や、やむを得ない欠席についての取扱いについても令和5年5月7日を以て終了となるので、以下の取扱いについて、管下の公共職業安定所に対して通知いただくとともに、訓練実施機関に対する周知を行うこと。

ア 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生したこと等により、訓練実施機関が休校等を実施する場合の取扱いについて

4月21日付け事務連絡の終了に伴い、本年5月7日を以て事務連絡に記載していた措置（以下「特例措置」という。）を終了する。ただし、訓練実施機関の都合で休校となった場合や受講者へ欠席を指示した場合は、「雇用保険業務に関する業務取扱要領」（平成22年12月28日付け職発1228第4号）51401、52354、52701-52850に基づき、「公共職業訓練等が行われなかった日（日・祝日等）」として、雇用保険の基本手当、技能習得手当（受講手当を除く。）、寄宿手当は支給可能であること。

イ やむを得ない理由で欠席した場合の取扱いについて

4月21日付け事務連絡記1の②及び③に係る欠席の証明の取扱いについて、客観的な資料の提出を求めない等の柔軟な取扱いは終了する。

については、「公共職業訓練等受講証明書4欄の記載方法について（以下「記載方法一覧」という。）」を別添3-1のとおり修正するので、本年5月8日以降のやむを得ない理由で欠席した場合の取扱いについては記載方法一覧に基づき対応すること。

ウ 訓練実施機関に対する周知方法

別添3-1及び3-2を訓練実施機関に送付し、特例措置が終了することについて説明すること。

6 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る育児休業給付金の取扱いについて（3月14日付け事務連絡別添1の通し番号23関係）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に基づく新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の特例の終了に伴い終了することとしていたところ、今般、当該措置の特例の対象期間が令和5年9月30日まで延長されたことを踏まえ、令和4年1月28日付け職保発0128第1号「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る育児休業給付金の取扱いについて」及び令和2年7月2日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る育児休業給付金の取扱いの留意事項について」に係る取扱いについても令和5年9月30日まで延長すること。

以上